

《外来・在宅ベースアップ評価料 I について》

診療報酬算定要件に基づき、令和 8 年 6 月 1 日から下記の通り算定いたします。

診療報酬点数名称		点数
外来・在宅ベースアップ評価料 I	初診	23 点
	再診	6 点

当院では、令和 6 年 6 月 1 日施行の診療報酬改定から「ベースアップ評価料 I」を算定し、その一部を患者様にご負担頂いております。

本評価料は、医療従事者(40 歳以上の医師を除く)の処遇改善(賃上げ)を行い、患者様により良い医療を安定的に提供できる環境を整えることを目的として新設された制度です。

皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。